

事務連絡
令和2年4月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等について

建設キャリアアップシステムは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備や、将来にわたる建設業の担い手確保に資するものとして、平成31年4月から運用が開始され、着実に制度の利用が進められているところです。建設キャリアアップシステムを「建設業界共通の制度インフラ」として更なる普及・活用を促進する観点から、令和2年3月23日、国土交通省と建設業者団体が連携し、令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた具体策等からなる、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」（別添1）をとりまとめ、このたび、地方公共団体、各府省庁等及び主な民間発注者団体あてに通知（別添2から4）を行っておりますので、地方公共団体が発注する工事における総合評価落札方式での加点等の取組（別添5）に関する資料と併せて、参考まで送付いたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、CCUS活用本格実施
 - > 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
 - > 民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行
- ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフリーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底

- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加点/減点）を試行
 - > CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討

- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ

- ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む

- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- 令和4～5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナンバーとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ

国土入企第 2 号
令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等について

建設キャリアアップシステムについては、今年度 4 月から運用が開始され、着実に制度の利用が進められているところですが、建設キャリアアップシステムを「建設業界共通の制度インフラ」として更なる普及・活用を促進する観点から、令和 2 年 3 月 23 日、国土交通省と建設業者団体が連携し、令和 5 年度からの「あらゆる工事での CCUS 完全実施」に向けた具体策等からなる、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」（別添 1）（以下「官民施策パッケージ」という。）をとりまとめ、このたび、建設業者団体に対して積極的な制度の活用等を要請したところですが（別添 2）。

建設キャリアアップシステムについては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年 10 月 18 日閣議決定）（以下「適正化指針」という。）においても制度の活用促進を図る旨が明記され、公共工事における取組を公共発注者に対して要請したところですが（「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年 10 月 21 日付け総行第 215 号・国土入企第 26 号等））、官民施策パッケージにおいては、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の令和 5 年度からの公共工事等の建設キャリアアップシステム完全移行の方針や、国土交通省直轄工事での CCUS 義務化モデル工事の実施等について盛り込まれ、地方公共団体が発注する工事においても、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている元請事業者には総合評価落札方式で加点を行う取組やその検討が一部の県で始められるなど（別添 3）、公共発注者による取組が着実に進められているところであります。

建設キャリアアップシステムは、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払と処遇改善に加え、施工体制台帳の作成の効率化等にも資するものですが、建設

工事の現場において活用されるためには、技能者によるキャリアアップカード（以下「カード」という。）の取得に加え、カード取得者が建設工事の現場で就労実績等を蓄積できるよう、建設工事を受注する元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等が必要とされる必要があります。

公共工事の品質確保には、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であり、若者をはじめとする中長期的な技能者の確保・育成に配慮することは公共発注者が果たすべき責務です（公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項参照）。建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとして、元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や、施工に参画する下請事業者と技能者による現場での活用を促進するためには、公共工事の発注者において制度活用に向けた適切な配慮やインセンティブ措置等が的確に講じられ、公共工事における制度の活用に向けた環境整備が進められることが重要です。

つきましては、官民施策パッケージに盛り込まれた国土交通省直轄工事でのCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事や、地方公共団体発注工事における加点評価等を踏まえ、積極的な制度活用を行うなど、適正化指針に則って、下記の事項について適切にご対応とご協力を行っていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

記

1. 官民施策パッケージにおいて、令和2年度より国土交通省直轄工事の一般土木工事（WTO対象工事）について、CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の試行が盛り込まれたことや、一部の県において総合評価落札方式等での加点措置等がなされていることなどを踏まえ、貴都道府県におかれてもこれらの措置の実施について、積極的な検討と取組を行っていただくようお願いいたします。

なお、令和2年度に実施する入札契約適正化法に基づく実施状況調査から、適正化指針に則った取組として、建設キャリアアップシステムに関する都道府県等における加点評価等の取組状況等について報告を求める予定としておりますので、あらかじめご承知おきいただくとともに、調査の円滑な実施にご協力いただけますようお願いいたします。

2. 元請事業者による現場登録や、カードリーダーの設置及び施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等が円滑になされ、カードを有する技能者が就労実績等の蓄積を行うことができる環境整備が進められるよう、必要に応じて適宜ご配慮をお願いするとともに、さまざまな機会を捉えて、元請事業者をはじめとした建設企業等への普及啓発や理解促進にご協力をお願いします。
3. (一社)日本建設業連合会や(一社)全国建設業協会、(一社)全国中小建設業協会など、建設業者団体においても、建設キャリアアップシステムに関するモデル工事等の意欲的な取組が始められています。公共工事における建設キャリアアップシステムの活用促進の観点から、元請及び下請として施工に関わる建設企業が、実際に現場で利用することを通じて、その効果の把握や理解の浸透が進むことが重要であることから、建設業者団体において取り組まれるモデル工事や現場見学会等の取組について、緊密な連携とご協力を行っていただけますようお願いいたします。
4. 官民施策パッケージにあるとおり、公共工事をはじめ建設工事全般における建設キャリアアップシステム活用を図るためには、市町村が発注する工事において活用が促進されることも重要であることから、各都道府県におかれては、管内市町村において先進的な取組事例の周知と制度の普及・理解の促進を図られるよう、各都道府県の公共工事契約制度運用連絡協議会が開催する会議をはじめ、各種説明会など様々な機会を捉えて、取組事例等の周知や働きかけ、助言などについて積極的なご協力をお願いします。
5. 建退共制度については、公共工事の予定価格において掛金納付のための財源を措置していること等を踏まえ、「建設業退職金共済制度の普及徹底について」(平成11年3月18日付け建設省経労発第24号)により、公共工事の発注者としても適正履行の確保に努めていただいているところでありますが、官民施策パッケージに盛り込まれたとおり、令和3年度から導入を予定している建退共制度の電子申請方式において建設キャリアアップシステムを活用することにより、技能者の就労状況をより正確かつ効率的に報告でき、技能者の処遇改善に加え、発注者の財源措置に係る適正履行の確保にも資することとなります。令和3年度から導入される建設キャリアアップシステムを活用した電子申請方式の導入と、それに伴う現行の証紙方式の履行強化について、今夏を目途に、別途通知を発出する予定としておりますので、あらかじめその旨ご承知おきいただくとともに、引き続き、公共工事における建退共制度の適正履行の確保に努めていただくようお願いいたします。

以上

国土入企第 3 号
令和 2 年 4 月 1 日

各府省庁等主管担当課長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等について

建設キャリアアップシステムについては、今年度 4 月から運用が開始され、着実に制度の利用が進められているところですが、建設キャリアアップシステムを「建設業界共通の制度インフラ」として更なる普及・活用を促進する観点から、令和 2 年 3 月 23 日、国土交通省と建設業者団体が連携し、令和 5 年度からの「あらゆる工事での CCUS 完全実施」に向けた具体策等からなる、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」（別添 1）（以下「官民施策パッケージ」という。）をとりまとめ、このたび、建設業者団体に対して、積極的な制度の活用等を要請するとともに（別添 2）、地方公共団体及び主な民間発注者団体あてにも通知したところです（別添 3、4）。

建設キャリアアップシステムについては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年 10 月 18 日閣議決定）においても制度の活用促進を図る旨が明記され、公共工事における取組を公共発注者に対して要請したところですが（「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年 10 月 21 日付け総行行第 215 号・国土入企第 26 号等）、官民施策パッケージにおいては、建設業退職金共済制度の令和 5 年度からの公共工事等の建設キャリアアップシステム完全移行の方針や、国土交通省直轄工事での CCUS 義務化モデル工事の実施等について盛り込まれ、地方公共団体が発注する工事においても、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている元請事業者に総合評価落札方式で加点を行う取組やその検討が一部の県で始められるなど（別添 5）、公共発注者による取組が着実に進められているところであります。

建設キャリアアップシステムは、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払と処遇改善に加え、施工体制台帳の作成の効率化等にも資するものですが、建設工事の現場において活用されるためには、技能者によるキャリアアップカード

(以下「カード」という。)の取得に加え、カード取得者が建設工事の現場で就労実績等を蓄積できるよう、建設工事を受注する元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等がなされる必要があります。

公共工事の品質確保には、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であり、若者をはじめとする中長期的な技能者の確保・育成に配慮することは公共発注者が果たすべき責務です(公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項参照)。建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとして、元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や、施工に参画する下請事業者と技能者による現場での活用を促進するためには、公共工事の発注者において制度活用に向けた適切な配慮やインセンティブ措置等が的確に講じられ、公共工事における制度の活用に向けた環境整備が進められることが重要です。

今後、国土交通省及び建設業界を挙げて、建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとし、その完全活用を実現することを目指す取組を加速することとしていますので、元請事業者及び下請事業者による活用が促進され、建設工事に従事する技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、貴府省庁等におかれましても、公共工事の発注部局において、本通知に沿った取組を促進していただくとともに、所管の独立行政法人や特殊法人等、また建設工事の発注を行う民間企業の団体に対して、本通知の内容を周知していただきますようお願いいたします。

国土入企第 4 号
令和 2 年 4 月 1 日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等について

建設キャリアアップシステムは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備や、将来にわたる建設業の担い手確保に資するものとして、平成 31 年 4 月から運用が開始され、着実に制度の利用が進められているところです。建設キャリアアップシステムを「建設業界共通の制度インフラ」として更なる普及・活用を促進する観点から、令和 2 年 3 月 23 日、国土交通省と建設業者団体が連携し、令和 5 年度からの「あらゆる工事での CCUS 完全実施」に向けた具体策等からなる、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」（別添 1）（以下「官民施策パッケージ」という。）をとりまとめ、このたび、建設業者団体に対して積極的な制度の活用等を要請（別添 2）するとともに、地方公共団体及び各府省庁等あてにも通知（別添 3、4）を行っておりますので、参考まで送付いたします。つきましては、貴団体傘下の企業へ周知していただくとともに、下記について、ご協力及びご配慮をお願いいたします。

記

1. 建設キャリアアップシステムについては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年 10 月 18 日閣議決定）においても制度の活用促進を図る旨が明記され、公共工事における取組を公共発注者に対して要請したところですが、官民施策パッケージにおいては、公共工事等における建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の令和 5 年度からの建設キャリアアップシステム活用への完全移行の方針や、国土交通省直轄工事

における CCUS 義務化モデル工事の実施等について盛り込まれ、地方公共団体が発注する工事においても、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている元請事業者に総合評価落札方式で加点を行う取組やその検討が一部の県で始められるなど（別添5）、公共発注者による取組が着実に進められているところでもあります。

建設キャリアアップシステムは、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払と処遇改善に加え、施工体制台帳の作成の効率化等にも資するものですが、建設工事の現場において活用されるためには、技能者によるキャリアアップカード（以下「カード」という。）の取得に加え、カード取得者が建設工事の現場で就労実績等を蓄積できるよう、工事を受注する元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等がなされることが必要です。

工事の品質確保には、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であり、若者をはじめとする技能者が、中長期的に確保・育成される必要があります。このため、建設キャリアアップシステムの現場での活用を促進するためには、民間発注工事においても、元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や、施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等の円滑な実施など、建設キャリアアップシステムの活用に向けた環境整備が進められることが重要です。

今後、国土交通省及び建設業界を挙げて、建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとし、公共工事・民間工事を問わず、その完全活用の実現を目指す取組を加速することとしていますので、民間発注工事においても、元請事業者及び下請事業者による建設キャリアアップシステムの活用や、工事に従事する技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについて、必要に応じて適宜ご配慮をお願いするとともに、元請事業者はじめ建設企業等への普及啓発や理解促進にご協力をいただようお願いします。

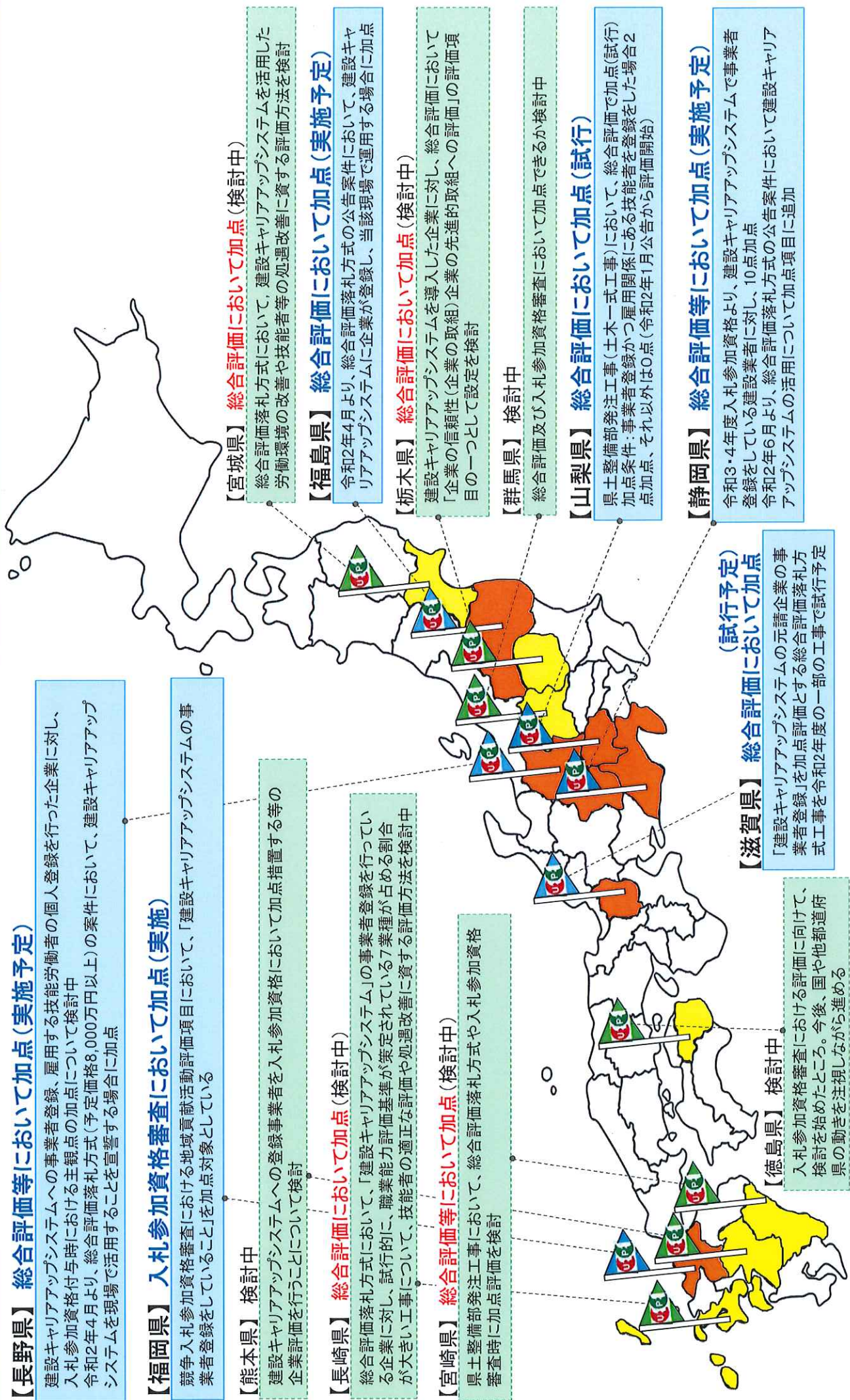
2. 建退共制度については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進することが重要です。公共工事については、工事の予定価格において掛金納付のための財源が措置され、元請事業者において下請に係る掛金納付や証紙の交付等の処理がなされる運用となっていますが、建退共制度は、公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される制度であることから、民間工事についても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要です。

官民施策パッケージでは、令和3年度から建設キャリアアップシステムを活用した公共工事について、建退共制度に係る掛金充当確認等の履行強化を図るとともに、民間工事についても建設企業による掛金納付・充当の徹底を図ることとし、民間工事を含め、令和5年度から建設キャリアアップシステム活用への完全移行の方針を掲げたところでありますが、貴団体におかれては、建設産業における建退共制度の意義と運用徹底の趣旨について十分ご理解いただくとともに、建設業者団体あての要請において、民間発注工事についても、元請事業者等による適切な対応を要請したところでありますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

また、建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解されるため、貴団体傘下の企業が発注する工事におかれましても、建退共制度の適正な履行が図られるようご配慮をお願いいたします。

以上

【建設キャリアアップシステム】都道府県による企業評価での加点等の取組



【長野県】 総合評価等において加点(実施予定)

建設キャリアアップシステムへの事業者登録、雇用する技能労働者の個人登録を行った企業に対し、入札参加資格付与時における主観点の加点について検討中
令和2年4月より、総合評価落札方式(予定価格8,000万円以上)の案件において、建設キャリアアップシステムを現場で活用することを宣誓する場合に加点

【福岡県】 入札参加資格審査において加点(実施)

競争入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目において、「建設キャリアアップシステムの事業者登録をしていること」を加点対象としている

【熊本県】 検討中

建設キャリアアップシステムへの登録事業者を入札参加資格において加点措置する等の企業評価を行うことについて検討

【長崎県】 総合評価において加点(検討中)

総合評価落札方式において、「建設キャリアアップシステム」の事業者登録を行っている企業に対し、試行的に、職業能力評価基準が策定されている7業種が占める割合が大きい工事について、技能者の適正な評価や処遇改善に資する評価方法を検討中

【宮崎県】 総合評価等において加点(検討中)

県土整備部発注工事において、総合評価落札方式や入札参加資格審査時に加点評価を検討

【徳島県】 検討中

入札参加資格審査における評価に向けて、検討を始めたところ。今後、国や他都道府県の動きを注視しながら進める

【滋賀県】 総合評価において加点(試行予定)

「建設キャリアアップシステムの元請企業の事業者登録」を加点評価とする総合評価落札方式工事を令和2年度の一部の工事で試行予定

【宮城県】 総合評価において加点(検討中)

総合評価落札方式において、建設キャリアアップシステムを活用した労働環境の改善や技能者等の処遇改善に資する評価方法を検討

【福島県】 総合評価において加点(実施予定)

令和2年4月より、総合評価落札方式の公告案件において、建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合に加点

【栃木県】 総合評価において加点(検討中)

建設キャリアアップシステムを導入した企業に対し、総合評価において「企業の信頼性(企業の取組)企業の先進的取組への評価」の評価項目の一つとして設定を検討

【群馬県】 検討中

総合評価及び入札参加資格審査において加点できるか検討中

【山梨県】 総合評価において加点(試行)

県土整備部発注工事(土木一式工事)において、総合評価で加点(試行)加点条件:事業者登録かつ雇用関係にある技能者を登録をした場合2点加点、それ以外は0点(令和2年1月公告から評価開始)

【静岡県】 総合評価等において加点(実施予定)

令和3・4年度入札参加資格より、建設キャリアアップシステムで事業者登録をしている建設業者に対し、10点加点
令和2年6月より、総合評価落札方式の公告案件において建設キャリアアップシステムの活用について加点項目に追加

公共工事における活用の必要性

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠

⇒CCUSは、技能者の技能・経験を処遇改善等につなげる施策であり、若者をはじめとする中長期的な技能者の確保・育成に配慮することは、**公共発注者が果たすべき責務**

CCUSは、元請が現場登録とカードリーダーの設置を行い、施工に参画する下請と技能者が現場で活用できる環境が必要
建設業界共通の制度インフラとするため、公共発注者のインセンティブ等により公共工事における活用を促進することが重要
(令和5年度からの建退共のCCUS完全移行と、それと連動して、建設工事全般でのCCUS活用を目指す)

CCUS活用で公共工事の発注者に期待される効果

建退共の適正な履行の確保

公共工事では、**予定価格において建退共の掛金納付のための財源を措置**。
 CCUSの活用により、就労状況を正確かつ効率的に報告できるため、**技能者の処遇改善に加え、発注者の財源措置の適正履行が確保**
 (令和3年度にCCUS活用電子申請方式を導入、令和5年度からCCUS活用へ完全移行)

施工体制台帳の作成や社会保険加入確認の効率化

CCUSの活用により、施工体制台帳や作業員名簿の作成が効率化され、入契法に基づく発注者への**施工体制台帳等の提出義務の履行が円滑化**
 また、作業員名簿により**社会保険加入の確認も効率化**

